

令和7年4月に小・中学校に入学予定のお子さまがおられる保護者の皆さまへ

## 就学援助費 新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

市では、経済的な理由により学校生活に必要な教育費の支払いが困難なご家庭に対し、学用品費等の費用を援助する『就学援助制度』があります。新入学学用品費については、申請により認定された場合、入学前の3月に前倒しで受給することができます。



### 対象者（保護者）

備前市にお住まいで令和7年4月に小・中学校（特別支援学校を除く）へ入学予定のお子さまがおられるご家庭で以下(1)、(2)のいずれかの要件に該当する場合、対象です。

(1) 児童扶養手当を受給している（支給停止中の場合は対象外）

(2) 生活保護を受ける方に準ずる程度に困窮している

○同一生計世帯全員の令和5年中の総所得が、認定基準所得以下であること。

○認定基準所得は、同一生計世帯の需要額の1.25倍です。

○需要額は、以下の生活保護費から1年間に必要な金額として算出します。

- ・生活扶助費 世帯人数や年齢により変動
- ・住宅扶助費 8,000円/月
- ・教育扶助費 小学生1人あたり 6,357円/月 中学生1人あたり 9,133円/月
- ・生業扶助費 高校生1人あたり 5,300円/月

### 【認定基準所得の目安】

世帯人数	世帯構成（例）	住宅	認定基準所得
2人	保護者1人(20~40歳)、小学生1人(6~11歳)	持家	約165万円
	保護者1人(20~40歳)、小学生1人(6~11歳)	借家	約177万円
3人	保護者2人(41~59歳)、中学生1人(12~15歳)	持家	約231万円
	保護者2人(41~59歳)、中学生1人(12~15歳)	借家	約243万円
4人	保護者2人(41~59歳)、子2人(12~15歳、6~11歳)	持家	約287万円
	保護者2人(41~59歳)、子2人(12~15歳、6~11歳)	借家	約299万円
5人	保護者2人(41~59歳)、 中学生、小学生、幼児3人(12~15歳、6~11歳、5~3歳)	持家	約321万円
	保護者2人(41~59歳)、 中学生、小学生、幼児3人(12~15歳、6~11歳、5~3歳)	借家	約333万円

【注意】上記認定基準所得は目安であり、世帯員の状況により、変動します。



**審査基準** \*以下の審査基準について、市が判定します。

(1) 児童扶養手当の支給を受けていること

(2) 同一生計世帯全員の令和5年中の総所得が、認定基準所得以下であること

○児童扶養手当の支給を受けていない場合、(2)の基準により審査し、判定します。

○同じ住所地に在住する配偶者、親族、同居人は、原則同一生計とみなします。

世帯分離で世帯を分けている場合も、同一生計世帯とみなします。

【裏面もご確認ください】



## 支給時期・支給額

〈新小学校1年生〉 ⇒ 3月中旬に、57,060円を上限金額として支給

57,060円から、市が支給する通学かばんの価格を差し引いた金額を支給します。

ただし、通学かばんの支給を受けられていない場合、57,060円を定額で支給します。

〈新中学校1年生〉 ⇒ 3月中旬に、63,000円を定額で支給



## 申請手続きについて（申請書類の提出又はオンラインでの入力により受付可）

(1) 申請書類の提出により手続きされる方は、以下のものを提出してください。

① 就学援助費入学前支給申請書

② 振込希望口座の通帳の写し（銀行名・支店名・口座番号・名義人カナが分かるもの）

③ 添付書類（以下の場合にのみ必要）

● 借家に住んでいる場合（児童扶養手当の受給者は除く）

⇒ 家賃の支払が分かるもの（通帳写しや契約書写し等）

● 令和6年1月1日時点で備前市に住所がない

⇒ 同一生計世帯全員の令和6年度所得・課税証明書

◎ 添付書類は紛失防止のため、申請書をホッチキスでとめて提出してください。

◎ 提出先 〈新小学校1年生〉 備前市役所 5階 教育総務課の窓口

〈新中学校1年生〉 通学中の小学校

\* 申請書は12月1日から教育総務課窓口にあります。市HPからダウンロード可能です。

(2) オンラインにより手続きされる方は、QRコードを読み込み入力してください。

令和6年度就学援助費入学前支給

オンライン申請はこちらから



(3) 申請受付期間 令和7年 1月6日（月）～ 1月31日（金）

(4) 審査結果通知 〈新小学校1年生〉 2月下旬に郵送により通知します。

〈新中学校1年生〉 2月下旬に通学中の小学校を通じて通知します。

### ◆注意事項

① 今回の新入学学用品費の支給を受けた場合でも、「令和7年度就学援助制度」を希望する場合には、入学後に別途申請していただく必要があります。

② 支給後に転出された場合でも、新入学学用品費の返金は求めませんが、転出先自治体には本市で新入学学用品費の入学前支給を行なった旨を通知いたします。

③ 小学校6年生で現在就学援助を受給されている世帯についても、新入学学用品費の入学前支給を希望される場合は、新たに申請を行なう必要があります。

④ 今回の審査で用いる基準は、「令和6年度就学援助制度」の基準となります。4月以降は、「令和7年度就学援助制度」の基準となりますので、審査結果が変わる場合があります。

### ◆お問合せ先

〒705-8602 備前市東片上126 備前市教育庁 教育総務課 総務振興係(担当:渡邊)  
電話 0869-64-1802